

○精華女子短期大学における公的研究費の不正使用  
および研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、精華女子短期大学(以下「本学」という)における、公的研究費の不正使用(以下「不正使用」という)および研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という)の防止ならびに不正使用および不正行為が疑われる事態等が生じた場合の措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省および他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、公的研究費の配分機関の定め、学内関係規程等に違反して公的研究費を使用することをいう。

3 この規程において、「不正行為」とは、次の各号をいう。

(1) ねつ造：存在しないデータ、研究成果を作成すること。

(2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

4 この規程において、「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者および本学の施設や設備を利用して研究に携わる者、又は事務局各部署の事務職員等その支援や管理を行う者をいう。

(最高管理責任者)

**第3条** 本学に公的研究費の運営・管理および研究活動上の不正行為を防止するための最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

**第4条** 本学に最高管理責任者を補佐する統括管理責任者を置き、学生部長をもって充てる。

(コンプライアンスおよび研究倫理教育推進責任者、副責任者)

**第5条** 本学における公的研究費の運営・管理および研究活動上の不正行為を防止するための実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンスおよび研究倫理教育推進責任者を置き、専攻科長、学科長、専攻長および事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンスおよび研究倫理教育推進責任者は、統轄管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する各学科・専攻、専攻科および事務局各部署における対策を実施する。また、実施状況を確認するとともに不正使用および不正行為の防止を図るため、研究者等に対しコンプライアンスおよ

び研究倫理教育を実施し、研究費の管理・執行および研究活動が適切に行われているか管理・監督し、必要に応じて改善を指導する。

- 3 コンプライアンスおよび研究倫理教育推進責任者を補佐する者として、副責任者を置き、各学科・専攻、専攻科および事務局より1名をもって充てる。

(研究者等の責務)

**第6条** 研究者等は、高い倫理性を堅持し不正使用および不正行為を行ってはならず、また他者による不正使用および不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、不正使用および不正行為防止にかかわる関係法令や本学が定める規程およびルール等を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、本学が実施するコンプライアンスおよび研究倫理教育を受けなければならない。

(相談窓口)

**第7条** 公的研究費の事務処理手続きおよび使用ルールに関する学内外からの相談を受けるとともに、効率的な研究遂行を適切に支援する窓口を設置する。相談窓口は総務課とする。

(検収窓口および業務)

**第8条** 本学における物品の発注および納入の適正を確保するため、総務課に検収窓口を置く。

- 2 検収窓口担当者は、納品伝票(納品書)と現物を照合の上、納品伝票(納品書)又は請求書に所定の検収印を押すものとする。

(監査)

**第9条** 本学における公的研究費の運営および管理等の監査は、統括管理責任者および事務局長により実施する。

(運営・管理の見直し)

**第10条** 最高管理責任者は、監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(不正防止推進委員会)

**第11条** 本学に全学的観点から、不正使用および不正行為防止の業務を推進するため、不正防止推進委員会(以下「推進委員会」という)を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
  - (2) 専攻科長、学科長、専攻長
  - (3) 事務局長
  - (4) 総務課長
  - (5) その他最高管理責任者が特に必要と認める者
- 2 推進委員会の委員長(以下「推進委員長」という)は、統括管理責任者とする。

3 推進委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 不正使用および不正行為防止計画の実施に関すること
- (2) 情報伝達・公表に関すること
- (3) その他不正使用および不正行為防止に関すること

4 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(相談および通報の受付等)

**第12条** 本学における不正使用および不正行為に関し、学内外からの相談および通報（以下「通報等」という）を受け付けるため、相談および通報窓口（以下「窓口」という）を設ける。窓口は、事務局長とする。

(相談および通報の取扱い)

**第13条** 通報等の方法は、書面、ファックス、電子メール、電話又は面談により行うものとする。

2 通報等は、原則として、氏名・身分を明らかにした上で行うものとし、不正使用および不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループなどの氏名、不正使用又は不正行為の様態その他事案の内容が明示され、また、不正とする合理的内容が示されていなければならない。

3 匿名による通報等については、内容に応じて、氏名・身分を明らかにした上での通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 学会等のコミュニティ、報道およびインターネット上の掲載等外部からの指摘により、不正使用および不正行為の疑惑が生じた場合は、氏名・身分を明らかにした上での通報等があった場合に準じて対応する。

5 窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

6 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(予備調査)

**第14条** 最高管理責任者は、前条の報告を受けたときは、通報等内容の合理性、調査可能性について予備調査を行う。

2 予備調査は、統括管理責任者、不正使用および不正行為が疑われる研究者等の所属する専攻科長、学科長、専攻長、事務局長、その他最高管理責任者が指名する者をもって組織することを前提とするが、第15条第2項に定める調査委員会を設置して行うことも妨げない。

3. 最高管理責任者は、通報等を受け付けてから30日以内に当該通報等の受理および当該通報等の事案にかかわる本調査の実施の要否を協議のうえ、決定する。

4. 統括管理責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施しない場合、相談者および通報者（以下「通報者等」という）に、その理由を付し通知する。

(本調査の実施)

**第15条** 最高管理責任者は、不正使用および不正行為の調査実施を決定したときは、30日以内に調査委

員会を設置して事実関係の本調査(不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額についての調査)を実施する。

2 調査委員会は次の者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 不正使用および不正行為が疑われる研究者等の所属する専攻科長、学科長、専攻長
- (3) 事務局長
- (4) 本学に属さない学外有識者
- (5) その他最高管理責任者が特に必要と認める者

3 調査委員会の委員長(以下「調査委員長」という)は、統括管理責任者とする。

4 第2項第4号の委員の人数は、調査委員総数の2分の1以上でなければならない。

5 調査委員は、通報者等、被相談者および被通報者(以下「被通報者等」という)と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- (1) 被通報者等およびその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る資料、関係書類等の収集、分析
- (3) 支出相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 補助金使用ルールとの整合性の調査

7 調査委員長は、調査方針、調査対象および方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。

8 調査委員長は、調査の開始から150日以内に調査を完了し、報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者および配分機関に報告しなければならない。ただし、やむを得ぬ理由により報告できない場合は、中間報告とすることができる。

9 調査委員長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに最高管理責任者および配分機関に報告しなければならない。

10 調査委員長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

11 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用を停止することができる。

12 調査委員会に関する事務は、総務課長において処理する。

(調査結果の認定)

**第16条** 最高管理責任者は、調査委員会の報告に基づき、不正使用および不正行為の有無について認定する。

2 調査委員長は、前項の認定の結果を、速やかに通報者等および被通報者等に対し通知するとともに、配分機関に報告しなければならない。

(不服申し立て)

**第17条** 不正使用および不正行為を行ったと認定された被通報者等および通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、認定の通知を受けた日から10日以内に、1回に限り、不服申し立てを行うことができる。

2 不服申し立てをしようとする者は、当初の調査結果を覆すに足る資料を、最高管理責任者に提出しなければならない。

3 調査委員長は、不服申し立てがなされた場合は、速やかに配分機関に報告しなければならない。  
(再調査)

**第18条** 最高管理責任者は、前条の不服申し立てに対し、再調査をすべきか否かを決定し、再調査を行う場合は、速やかに調査委員会に再調査を行わせなければならない。

2 調査委員長は、前項により、再調査を行うことが決定した場合は、速やかに通報者等および被通報者等に再調査実施の有無を通知するとともに、配分機関に報告しなければならない。

3 調査委員長は、再調査開始後、30日以内に、再調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。  
(再調査の認定)

**第19条** 最高管理責任者は、調査委員会の再調査の報告に基づき、不服申し立てに関する認定を行う。

2 調査委員長は、前項の認定の結果を、速やかに通報者等および被通報者等に通知するとともに、配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公開)

**第20条** 最高管理責任者は、不正使用および不正行為が行われたと認定したときは、合理的な理由により非公表とする必要があると認めた場合を除き、次の各号を含む調査結果を公表しなければならない。

(1) 不正使用および不正行為を行った者の氏名・所属

(2) 不正使用および不正行為の内容

(3) 本学が公表時までに行った措置

(4) 調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順

(保護)

**第21条** 最高管理責任者は、通報者等に対しては、単に相談、通報したことを理由として、懲戒等の処分等不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

2 最高管理責任者は、被通報者等に対しては、単に通報されたことを理由として、懲戒等の処分や全面的な研究活動の禁止等、不利益な取扱いをしてはならない。また、不利益な扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正使用および不正行為の事実が認められなかった場合、被通報者等の教育研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のための必要措置を取らなければならない。

(措置)

**第22条** 最高管理責任者は、不正使用および不正行為を行った被通報者等に対しては、研究活動の停止

第9編 研究施設等 (公的研究費の不正使用および研究活動上の不正行為の防止等に関する規程)

---

および研究費の返還命令、関係論文の取り下げ勧告を行うとともに、就業規則に基づき、懲戒処分等の措置を行う。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を行った通報者等に対しては、就業規則に基づき、懲戒処分等の措置を行う。

3 不正使用に関し、不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

(守秘義務)

**第23条** 窓口又は調査関係者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(雑則)

**第24条** この規程に定めのない事項およびこの規程の解釈に疑義が生じた場合の解釈は、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、最高管理責任者が行う。

(規程の改廃)

**第25条** この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(中略)

4 この規程は、平成28年10月5日から施行する。

5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。